

市民課のしごと

目次

・ 八幡平市の人口と世帯	P 1 – P 3
・ 八幡平市の地球温暖化対策	P 4 – P13
・ 八幡平市のごみ処理状況	P14 – P16
・ 八幡平市の斎場利用状況	P17 – P18
・ 八幡平市国民健康保険	P19 – P22
・ 八幡平市の後期高齢者医療	P23 – P24

市民課

市政情報

八幡平市の人口と世帯

市民課

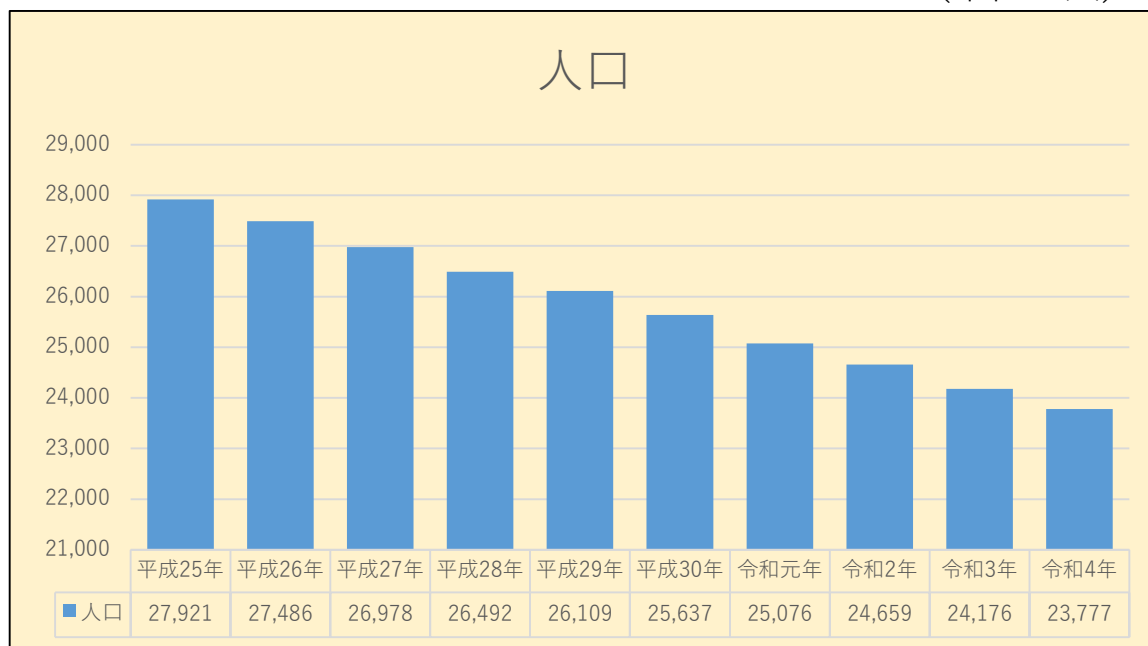
八幡平市の人口と世帯

市民課

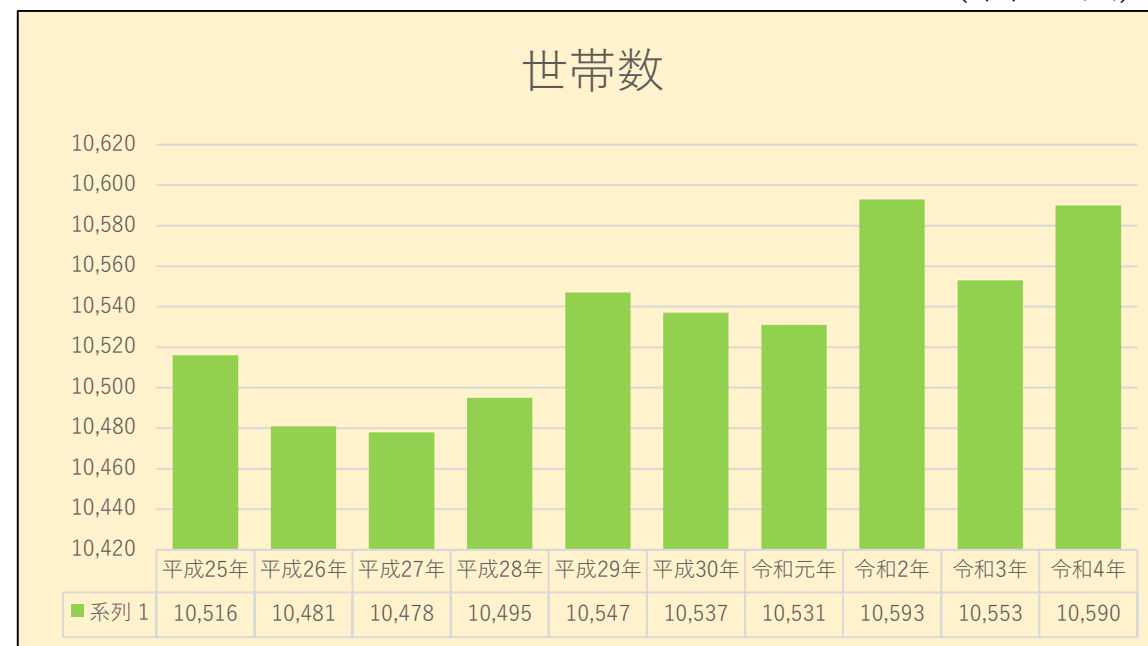
本市の人口については、平成25年3月末時点で28,308人あったものが令和5年3月末時点では、23,777人まで減少しております。これは、出生数の減少や高齢者の死亡数の増が要因となっています。

世帯数については、平成25年3月末10,481世帯あったものが令和5年3月末時点では、10,590世帯と微増しております。世帯分離と単身世帯が増加していることが要因として考えられます。

(単位：人)



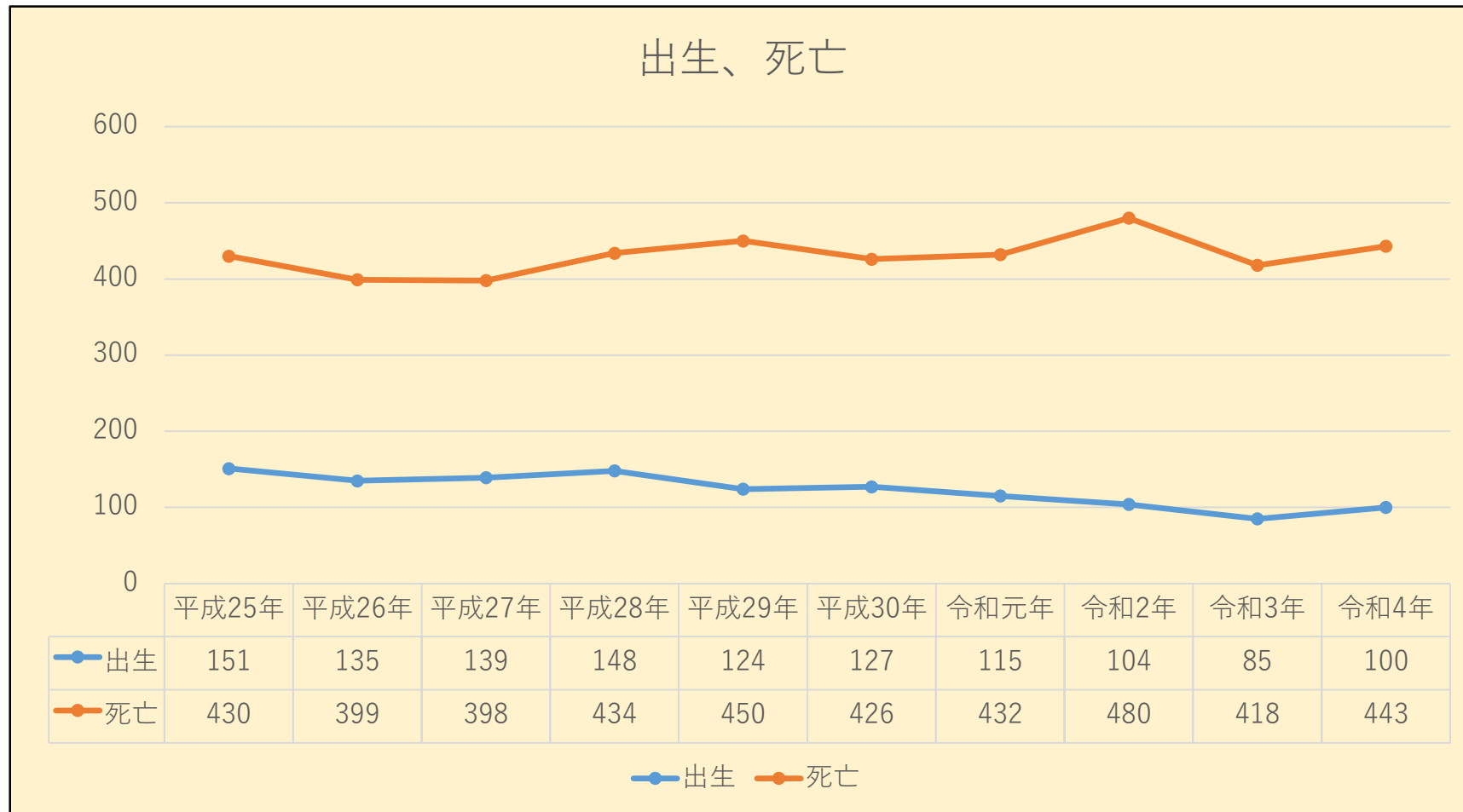
(単位：人)



八幡平市の人口と世帯

市民課

(単位：人)



八幡平市の地球温暖化対策 (ゼロカーボンシティ)

市民課

八幡平市の地球温暖化対策

市民課

環境行政を取り巻く状況は年々厳しさを増しており、私たちは多くの問題に直面しております。これらの課題に対し、国際社会はSDGs（持続可能な開発目標）の設定やパリ協定の採択など、温室効果ガスの排出削減をはじめ、資源循環や自然共生などを取り入れた具体的な目標を共有し、取り組みを進めております。

国においても環境省が、「2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体」を『2050年ゼロカーボンシティ』と定めています。

本市は、令和2年2月19日の令和2年八幡平市議会第1回定例会において、田村正彦前市長が施政方針演述の中で「2050年ゼロカーボン」に取り組むことを宣言しました。



岩手県八幡平市長 田村 正彦 殿

貴市におかれましては、この度、自治体として2050年の温室効果ガスの実質排出量ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指されることを表明されました。今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で64自治体となりました。我が国としてのパリ協定の目標達成に向け、大変心強く感じております。

先日、国内各所に甚大な被害を及ぼした巨大台風の事例は記憶に新しいところですが、温室効果ガスの増加に伴い、今後、このような水害等の更なる頻発・激甚化などが予測されております。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」と表現すべき事態と考えております。

2015年に合意されたパリ協定では「平均気温上昇の幅を2度未満とする」目標が国際的に広く共有されました。この目標の達成に向けては、各国政府関係者の努力はもとより、地方自治体を始めとしたあらゆる主体、ノン・ステート・アクターの取組が極めて重要です。

環境大臣として、スペイン・マドリードで開催されたCOP25で発信し、国際的にも高く評価されたところですが、こうした日本国内の力強い取組をしっかりと発信するとともに、パリ協定の目標達成に向け、貴市及び他のゼロカーボンシティとともに取組のさらなる具体化に努めてまいります。

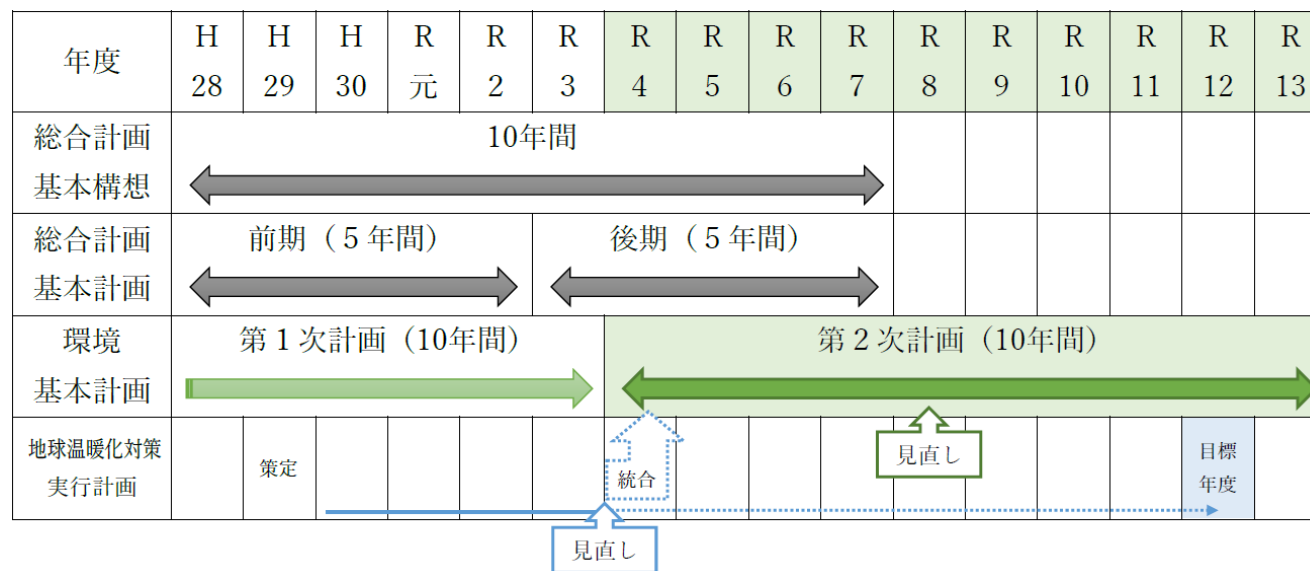
環境大臣 小永 進一

八幡平市の地球温暖化対策

市民課

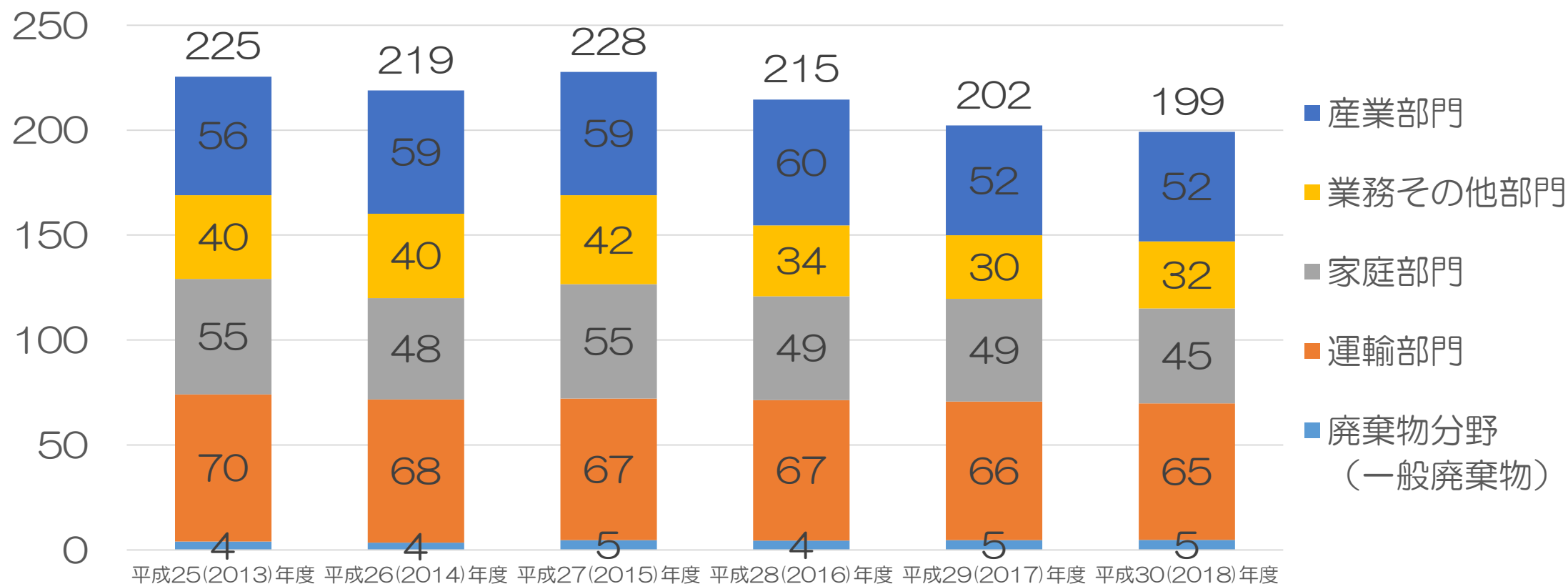
本市では、環境の保全と創造に取り組み、豊かな自然の恵みを楽しむ八幡平市の未来像「農(みのり)と輝(ひかり)の大地」の創出に努め、環境への負荷の少ない持続的に発展ができる社会を構築し、将来の世代に継承していくため、平成22（2010）年3月に「八幡平市環境基本条例」を制定し、平成24（2012）年3月には、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の環境施策の指針となる「八幡平市環境基本計画」を策定し、各種施策を推進してきました。

令和3（2021）年3月には、計画の方向性を維持しながら、持続的な取組を強化するため、平成30（2018）年に策定した「八幡平市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包する形で計画の見直しを行い、「第2次八幡平市環境基本計画」を策定しました。



本市における温室効果ガス排出量の推移

(千t-CO₂)



ゼロカーボンシティ実現に向けた取組施策の成果指標

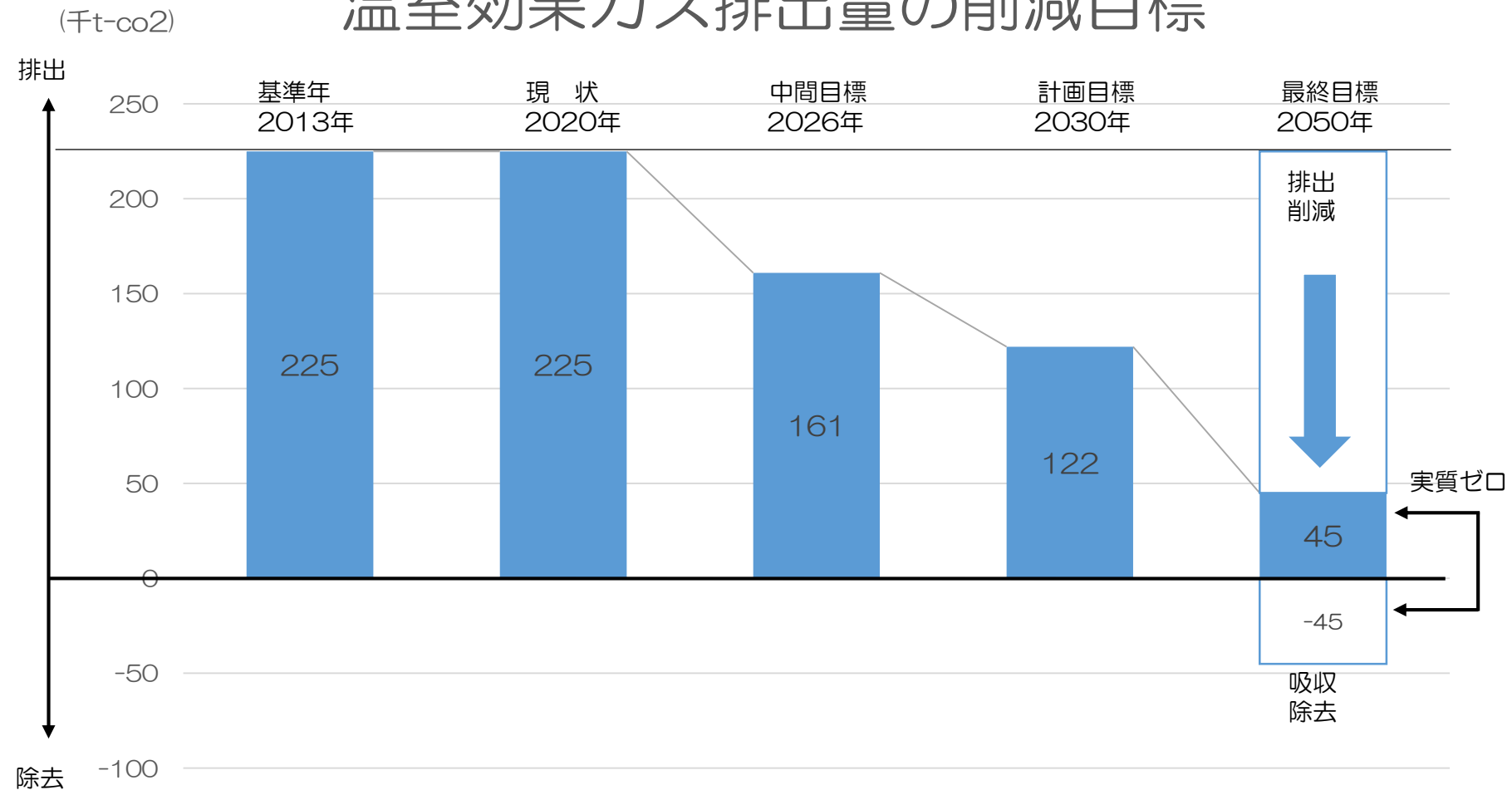
指 標	現状 (令和2(2020)年度)	中間目標 (令和8(2026)年度)	計画目標 (令和13(2031)年度)	最終目標 (令和32(2050)年度)
温室効果ガス排出量の削減率 (基準年度：平成25(2013)年度 温室効果ガス排出量 225千t-CO ₂)	(平成30(2018) 年度) 11.5% (199千t-CO ₂)	28.5% (161千t-CO ₂)	46.0% (122千t-CO ₂)	80.0%
市の事務事業により排出される※1 温室効果ガス排出量の削減率 (基準年度：平成25(2013)年度 温室効果ガス排出量 15,329t-CO ₂)	-0.5% (15,248t-CO ₂)	38.0% (9,468t-CO ₂)	53.0% (7,205t-CO ₂)	※3
区域の再生可能エネルギー導入状況※2	16,523kW	31,423kW	46,323kW	※3
地熱温水活用インフラ利用事業件数	707件	726件	730件	※3
市有林における再造林面積(各年度)	67ha	30ha	30ha	※3

※1 八幡平市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の対象施設からの排出量

※2 FIT制度による区域の再生可能エネルギーの設備容量の導入状況

※3 上位計画である総合計画の見直しに合わせ、指標の検討を行う。

温室効果ガス排出量の削減目標



八幡平市の地球温暖化対策

市民課

①省エネルギー対策の推進（主なもの）

【市の取組み】

- ・節電や節水等の省エネルギー・省資源に関する取組みの啓発、情報提供
- ・自動車のアイドリングストップやエコドライブ、低公害車の導入の推進
- ・温室効果ガスの削減効果を公表し、市民・事業者への普及啓発
- ・徒歩や自転車、公共交通機関の利用を促進 など

【市民へのお願い】

- ・家庭における省エネルギーに関する取組み
- ・自動車のアイドリングストップやエコドライブに努め、自動車の更新時には低公害車の導入についての検討
- ・できる範囲での徒歩や自転車、公共交通機関等の利用 など

【事業者へのお願い】

- ・事業所における省エネルギーに関する取組み
- ・効率の良い生産工程や省エネルギー型の設備・機器の導入
- ・自動車のアイドリングストップやエコドライブに努め、自動車の更新時には低公害車の導入についての検討
- ・通勤の手段として、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を促進 など

八幡平市の地球温暖化対策

市民課

②森林の保全（主なもの）

【市の取組み】

- ・ 森林の適正管理を促進し、二酸化炭素の吸収能力の向上の対策
- ・ 間伐材等の有効利用と県（市）産材の利用の促進 など

【市民へのお願い】

- ・ 薪・ペレットストーブの導入等による間伐材等の利用の検討 など

【事業者へのお願い】

- ・ 林地残材や製材端材等の有効活用の検討
- ・ 県（市）産材の率先使用の検討 など



八幡平市の地球温暖化対策

市民課

③再生可能エネルギーの推進・活用（主なもの）

【市の取組み】

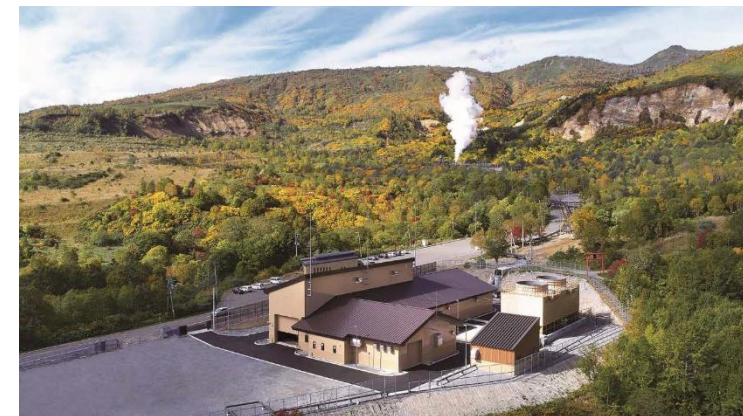
- ・市民や事業者に対し、再生可能エネルギーの利用普及
- ・公共施設における再生可能エネルギー利用設備の導入
- ・促進区域を定め、再生可能エネルギー発電の促進 など

【市民へのお願い】

- ・再生可能エネルギー利用設備の導入

【事業者へのお願い】

- ・再生可能エネルギー利用設備の導入
- ・再生可能エネルギー発電事業を行う場合は、環境に配慮して実施



八幡平市の地球温暖化対策

市民課

④脱炭素型地域づくりの推進（主なもの）

【市の取り組み】

- ・地熱に関する理解の促進
- ・地熱発電由来の電力を核とした地域新電力会社の設立
- ・促進区域を定め、再生可能エネルギー発電の促進 など

【市民へのお願い】

- ・地域新電力会社からの電力購入により、電力の地産地消に貢献 など

【事業者へのお願い】

- ・地域新電力会社からの電力購入により、電力の地産地消に貢献 など



八幡平市のごみ処理状況

市民課

八幡平市のごみの現状

- ごみ処理に係る費用

令和5年度当初予算

一般会計総額 183億9,900万円

塵芥処理事業費 1億5,062.5万円

清掃センター費 3億4,553.2万円

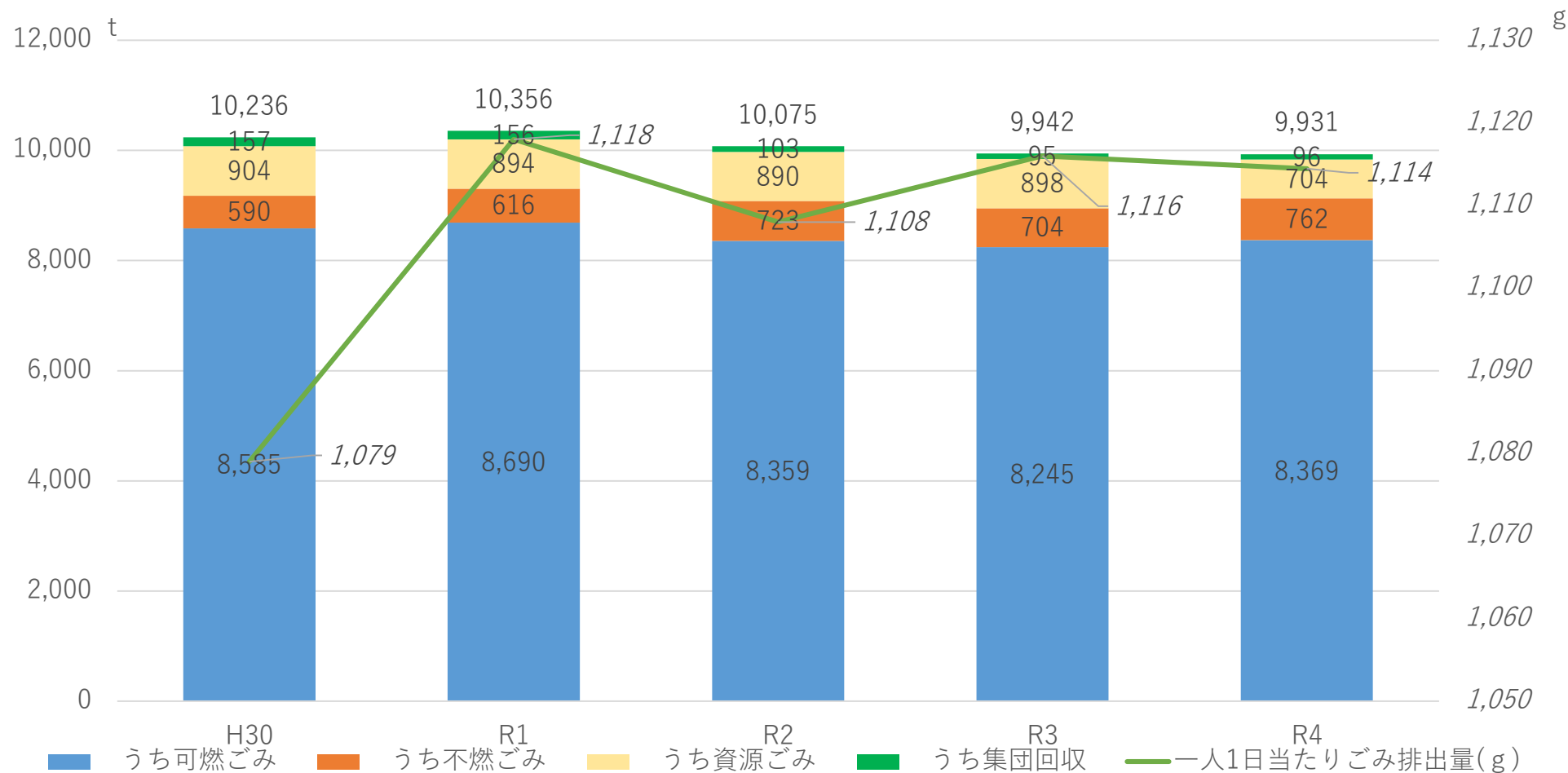
市民一人あたり 約20,867円/年

(参考 国民一人あたり 約16,800円/年)

八幡平市のごみ処理状況

市民課

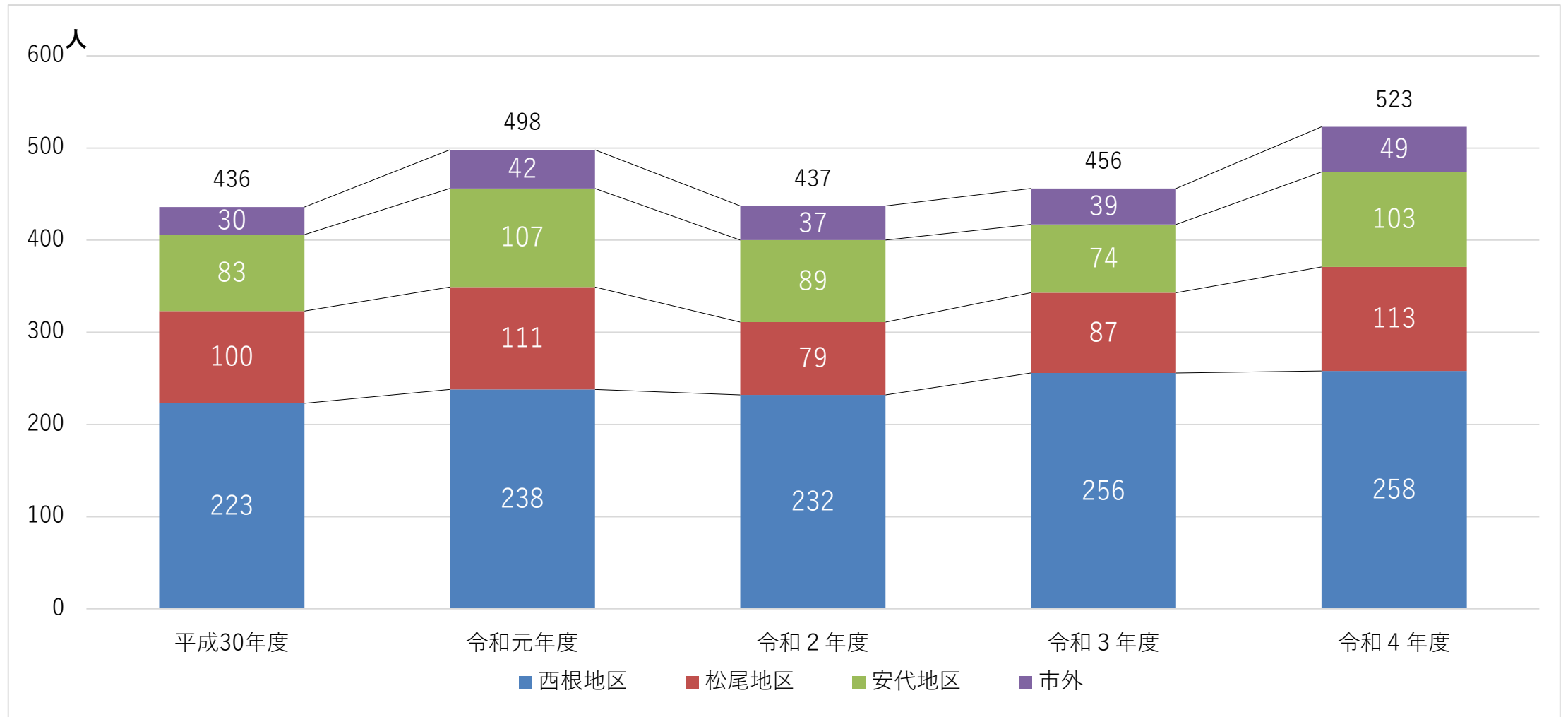
• ごみ処理量



八幡平市の斎場利用状況

市民課

・地区別利用状況



市政情報

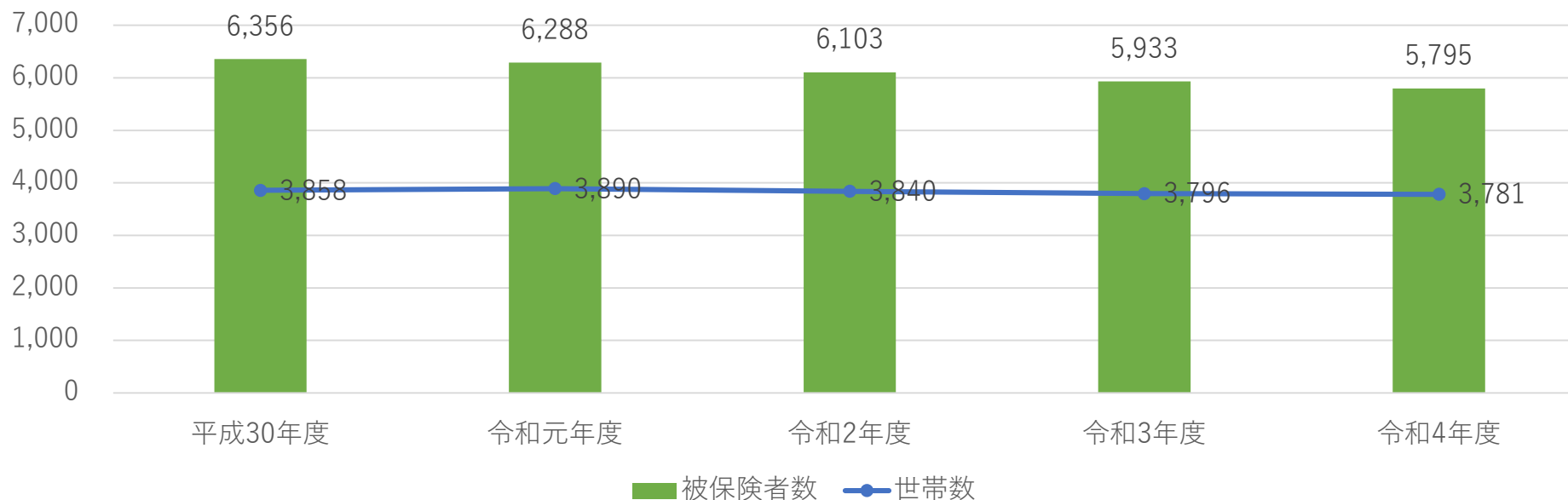
八幡平市国民健康保険

市民課

八幡平市国民健康保険

市民課

八幡平市国民健康保険の加入世帯数及び被保険者数の推移



被保険者内訳	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一般被保険者数	6,323	6,286	6,102	5,932	5,794
退職被保険者数	33	2	1	1	1

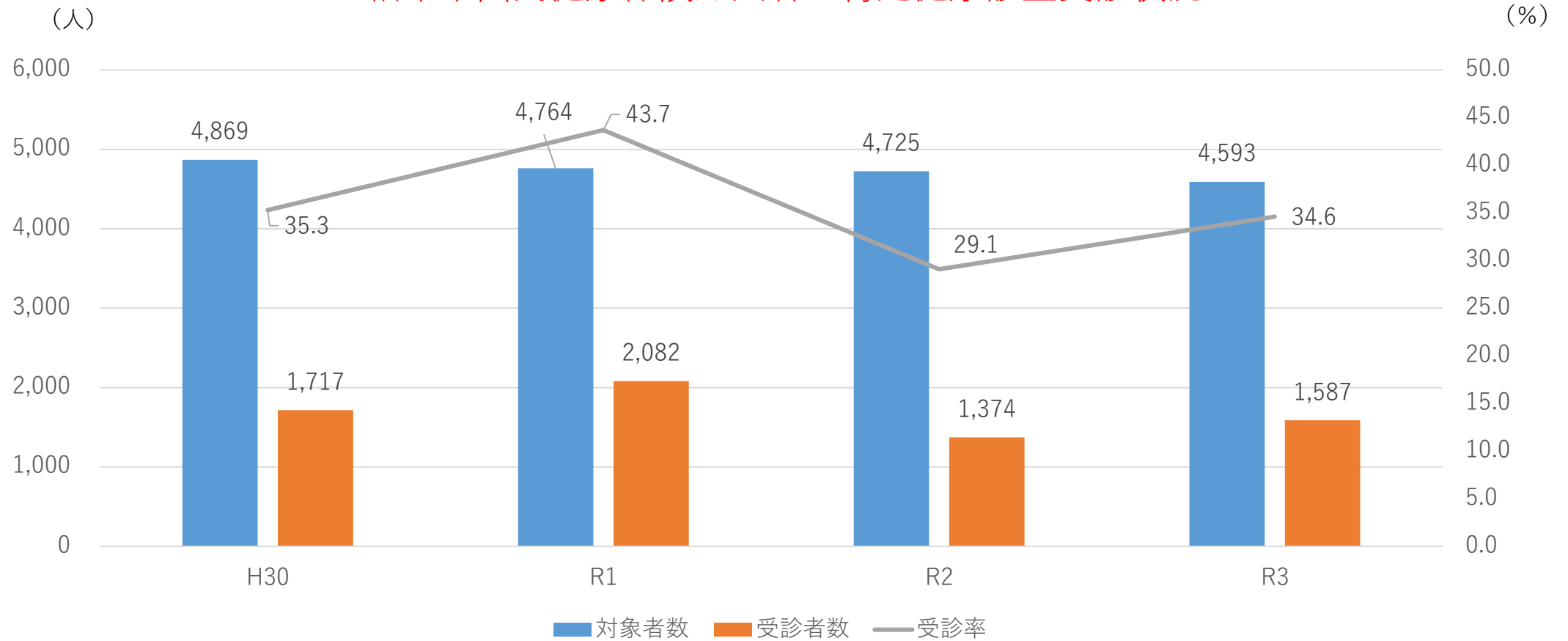
※退職被保険者とは、長年会社などに勤め、厚生年金や共済年金を受けられる人が退職した場合に加入いただく制度の被保険者です。本人と被扶養者が65歳になるまで退職の被保険者証が交付されますが、平成26年度にこの制度は終了し、当時加入していた方のみとなっています。

八幡平市国民健康保険の医療費の推移



※上記医療費には、療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費が含まれます。

八幡平市国民健康保険加入者の特定健康診査受診状況



資料：特定健診等データ管理システム

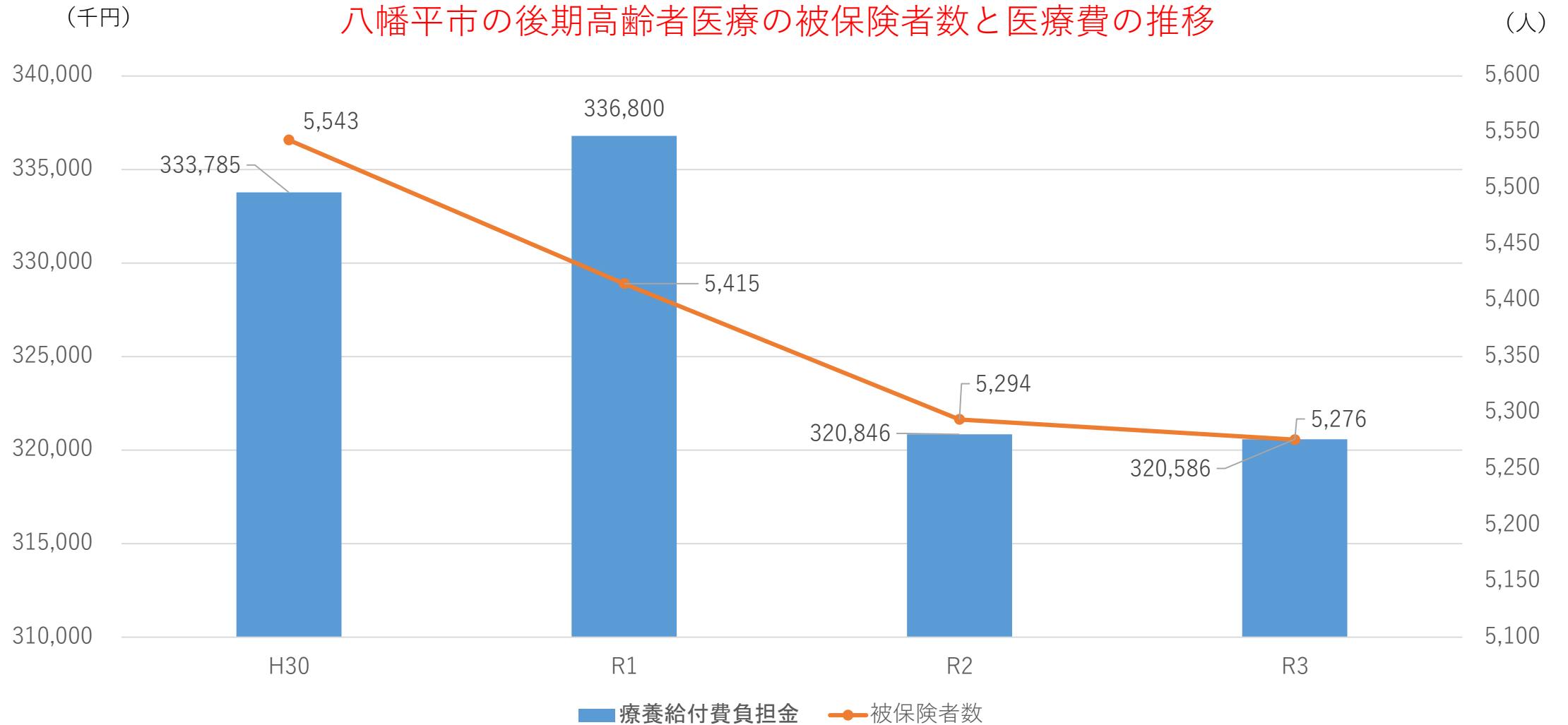
※特定健康診査は40歳～74歳の国民健康保険加入者が対象です。

八幡平市の後期高齢者医療

市民課

八幡平市の後期高齢者医療

市民課



※療養給付費負担金とは、かかった医療費分を市が保険者である岩手県後期高齢者医療広域連合へ支払っているものです。